

昨今の経済情勢の変化などの影響により

## 納税が困難な方には猶予制度があります

昨今の経済情勢の変化などの影響により、市税を一時に納付できない場合、次の要件のすべてに該当するときは、市税事務所(収税担当)に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められる場合があります(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)

### 要件

- ①市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと。
- ④納付すべき市税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※1 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来す恐れがある場合には、担保は不要です。

※2 既に滞納がある場合や納期限から6か月を超える場合であっても、市税事務所長の職権による換価の猶予(地方税法第15条の5)が受けられる場合もあります。

市税事務所において所定の  
審査を行います

### 猶予が認められると…

- ・原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。  
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
- ・猶予期間中の延滞金が軽減されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

市税を納期限までに納付できない場合には、お早めにご相談ください。

- 市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。
- 督促状の送付を受けてもなお納付されない場合は、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

## 個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください（徴収の猶予）

- ①財産について災害を受けた、又は盗難にあった
- ②納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかった、又は負傷した
- ③事業を廃止した、又は休止した
- ④事業について著しい損失を受けた  
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。
- ⑤法定納期限から1年を経過した後に、納付(納入)すべき税額が確定した

などにより、市税を一時に納付することができないときは、市税事務所(収税担当)に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。認められた場合、

- ・財産の差押えが猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞金の一部(又は全部)が免除されます。

## 申請の手続

### ◆ 提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」(個別事情該当の場合は「徴収猶予申請書」)
- ②「財産収支状況書」  
※資産、負債、収入と支出の状況などを詳しく記載してください。  
※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
- ③担保の提供に関する書類
- ④災害などの事実を証する書類(徴収猶予の場合)  
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

### ◆ 申請の期限

- ・換価の猶予: 猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内
- ・徴収猶予: 上記「個別の事情」①～④に該当する場合の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。  
⑤に該当する場合の猶予については、その確定した税額の納期限(修正申告書を提出する日など)までに申請してください。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債及び地方債、市税事務所長が確実と認める社債その他の有価証券
- ・土地、建物
- ・市税事務所長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

- 詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。  
「猶予の申請の手引き」は神戸市ホームページ(「神戸市税 猶予」で検索)でダウンロードできるほか、新長田合同庁舎5階 神戸市市税事務所(収税担当)の窓口に置いてあります。